



情報セキュリティマネジメントシステム適合性評価制度

ISMS 認定マーク使用規程

JIP-ISAC510-1.3

2004 年 10 月 1 日



財団法人 **日本情報処理開発協会**

〒105-0011 東京都港区芝公園3丁目5番8号

Tel.03-3432-9386 Fax.03-3432-6200

Email info@isms.jipdec.jp

JIPDECの許可なく転載することを禁じます

改 版 履 歴

版数	制定 / 改訂日	改訂箇所 (改訂理由)	備考
1.0	2002.4.1	初版	
1.1	2002.6.20	製本変更、構成変更、誤記訂正	
1.2	2003.6.2	製本変更、構成変更、サブタイトル追加、 1.2-4) : 用語追加、関連変更 3.1 備考 : 具体サイズ明示削除 3.3 : マーク並記条件明確化 4 : タイトル変更 4.3 : 範囲の明確化	
1.3	2004.10.1	1.1 : 適用範囲の明確化 2.2 : マーク規程提供の明記 7.1 : 認定登録有効期限改定に伴う変更	公開

目 次

1. 適用範囲
 - 1.1 本書の目的
 - 1.2 用語の説明
2. 認定マークの表示
 - 2.1 認定マークの構成
 - 2.2 認定マークの表示
3. 認定マークの表示条件
 - 3.1 認定マークの縮小または拡大
 - 3.2 JIPDEC ロゴ及び認定番号を表示
 - 3.3 認定マークを並べて表示
4. 認定マーク使用条件
 - 4.1 基本条件
 - 4.2 認定された範囲の明確化
 - 4.3 認定対象機関として使用可能な範囲
 - 4.4 事業者・審査員として使用可能範囲
5. 認定マーク使用上の制限
 - 5.1 製品に対する使用の禁止
6. 認定範囲縮小時の処置
 - 6.1 認定範囲縮小時
7. 適用期間
 - 7.1 有効期限
8. 違反に対する処置
 - 8.1 認定対象機関が違反した場合
 - 8.2 事業者・審査員が違反した場合

1. 適用範囲

1.1 本書の目的

本規程は、(財)日本情報処理開発協会(以下、本協会という)の ISMS 認定マーク(以下、認定マークという)を、本協会の認定対象機関(審査登録機関・審査員評価登録機関・審査員研修機関等)及びこれら機関の登録等の対象者(事業者・審査員等)が、それぞれ本協会の認定基準及び認証基準あるいは各機関の関連規程に基づいて使用する場合は、認定マークの表示及び適用条件等について定める。

なお、本規程は認定対象機関向けであり、事業者・審査員等に対しては、登録を授与する機関が本規程をもとに作成するものとする。

1.2 用語の説明

この規程では下記用語を使用する。

- 1) 審査登録証とは、審査登録機関が事業者に対して発行する適合性を証する証書をいう。
- 2) 審査員登録証とは、審査員評価登録機関が審査員に対して発行する適合性を証する証書をいう。
- 3) 認定番号とは、本協会が認定対象機関に付与する認定登録の番号をいう。
- 4) マーク規程とは、「ISMS 認定マーク規程」(JIP- ISAC500)をいう。

2. 認定マークの表示

2.1 認定マークの構成

認定マークは、マーク部、名称部、JIPDEC ロゴ部及び認定番号よりなる。

備考: 下図は認定マークの表示例を示す。認定番号は一例を示す。



2.2 認定マークの表示

認定マークの形、寸法、色等はマーク規程によるものとし、認定マークを使用可能な者に対して認定された機関経由で提供できる。

備考: 認定マークの形や色等はマーク規程に従うこと。色は原則として指定色とする。

プロセスカラーの場合: (C100%+M70%)

特殊印刷色の場合: (DIC220) 1色

3. 認定マークの表示条件

3.1 認定マークの縮小または拡大

認定マークを縮小または拡大して表示する場合は、各部の寸法比を同一とし、かつ各部が明瞭に判別できなければならない。

備考：作成するマークの最小サイズは、マーク規程に従い識別できる範囲とすること。

3.2 JIPDEC ロゴ及び認定番号を表示

認定対象機関、事業者又は審査員等が認定マークを表示する場合は、特に理由がある場合を除き、JIPDEC ロゴ及び認定番号とともに表示しなければならない。

備考1：認定対象機関は、本協会より認定を受けている事を明示する為に本マークを使用できる。この場合は認定機関名としての JIPDEC ロゴ及び認定番号とともに表示しなければならない。これらの表示が無い場合、不正使用とみなされる可能性がある。

備考2：本協会が特に認めた場合は、マーク部、名称部、JIPDEC ロゴ部の任意の組み合わせで使用できる。

3.3 認定マークを並べて表示

認定対象機関により登録を受けた事業者及び審査員等が認定マークを表示する場合は、認定対象機関の認証等のマークと共に表示しなければならない。この場合、認定対象機関のマークと認定マークの関係が明確で、かつ両マークが明確に識別できなければならない。

備考1：登録を受けた事業者及び審査員等は、本マークを認定対象機関の認証等のマークを表示せずに単独で表示することは出来ない。

備考2：登録を受けた事業者及び審査員等が認定対象機関の認証等のマークを表示する場合、認定対象機関が本協会より認定を受けている事を示す為に、本マークを並べて表示する事が望ましい。

備考3：上記でマークを並べて表示する場合、両マークが同一の ISMS 適合性評価制度に基づくものである事を分かりやすくする為、両マークを枠で囲むことが望ましい。

マークを並べて表示する場合の例



4. 認定マーク使用条件

4.1 基本条件

認定マークの使用は、特記のない限り本規程記載の遵守を条件とし、本協会の基準により認定及び認証された範囲で使用する事ができる。

4.2 認定された範囲の明確化

認定マークを、説明書、宣伝用資料、ホームページ等に使用する場合は、認定された範囲を明確にしなければならない。

備考：認定対象機関及び事業者・審査員等が本マークを使用する場合、認定・認証された範囲を明確にする必要があり、下記を参考に範囲を表示する事が望ましい。

- a)パンフレットや説明書などに使用する場合、認定・認証された範囲を明記する。
- b)本マークを付した封筒などに入れる物は、認定・認証された範囲の物とする。
- c)ホームページなどに表示する場合、認定・認証された範囲を表示する。
- d)名刺に使用する場合、認定・認証された範囲の業務に直接携わっている者のみに使用を限定する。

4.3 認定対象機関として使用可能な範囲

認定対象機関は、4.2 項記載による他、審査登録証、合格証明書、審査員登録証及びこれに準ずる証書等に対して認定マークを使用する事ができる。

備考：審査登録機関より事業者に付与する審査登録証及び審査員評価登録機関より審査員に付与する審査員登録証に対して本マークを使用できる。なお、審査員研修機関による合格証明書、受講証明書及び関連する通知書等にも本マークを使用できる。

4.4 事業者・審査員として使用可能範囲

認定対象機関は、登録した事業者・審査員に対して、4.2 項記載による説明書等及び名刺に認定マークを使用させる事ができる。

なお、名刺に使用できるのは、認証登録を受けた対象範囲の業務に従事する者及び審査員登録を受けた審査員のみとする。

5. 認定マーク使用上の制限

5.1 製品に対する使用の禁止

認定マークは、製品に対して使用してはならない。また、事業者の製品が認証されているとの誤解を生じさせるような方法で使用してはならない。

備考:本マークはISMS適合性評価制度において認定・認証された事を示すものであり、製品や場所に対するセキュリティ対策を示すものではない。よって、製品や場所に本マークを表示してはならない。また、製品や場所に対して認定・認証されていると誤解される様な表示をしてはならない。例えば、システム機器、事務室やコンピュータ室の入り口や什器などに本マークを表示してはならない。

6. 認定範囲縮小時の処置

6.1 認定範囲縮小時

認定対象機関は、認定範囲を縮小した場合、縮小した範囲に関する認定マークの使用を中止するとともに、縮小により認定マークを使用できなくなった対象者に対して使用を中止させなければならない。

備考:認定対象機関は、認定された範囲を縮小した場合、その旨を本協会に報告すると共に、その範囲に関係する本マークの使用を直ちに中止しなければならない。更に、範囲縮小により認定対象外となる対象者に対して、名刺での使用を含め、本マークの使用を中止させなければならない。事業者が認証された範囲を縮小した場合、審査登録機関は事業者に対して同様の処置を取らねばならない。

7. 適用期間

7.1 有効期限

認定マークは、認定登録、認証登録及び審査員登録の有効期限内においてのみ使用する事ができる。

備考: ISMS 適合性評価制度の認定・認証の有効期限内で本マークを使用できる。この有効期間内に更新手続きを完了した場合は継続して使用できる。認定、認証登録の一時停止期間中は使用できない。

8. 違反に対する処置

8.1 認定対象機関が違反した場合

認定対象機関が本規程に違反した場合、本協会は、是正処置、認定マークの使用禁止、登録の取消し、違反の公表又は法的処置等の適切な処置を講じる。

備考:認定対象機関が本規程に違反した場合、本協会はその内容により適切な処置を講じる。処置の例として、まずは正処置を勧告する。この結果により、本マーク使用の禁止や登録の取消しを行う場合がある。更に、違反の事実を公表したり、法的処置を講じる場合もある。

8.2 事業者・審査員が違反した場合

事業者・審査員が本規程に違反した場合には、当該事業者・審査員を審査登録した認定対象機関は、当該事業者・審査員にたいして 8.1 項に準じた処置を講じなければならない。

備考:違反した事業者及び審査員に対して処置を講じた認定対象機関は、その結果を本協会に報告しなければならない。